

様式第2号

障がい者支援施設等において製作された物品の買入等に係る随意契約の実施に伴う公表

(契約の締結前)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約により契約を締結することとしたので、倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）第118条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年 4月 14日

1 契約を締結する前に公表する事項

(1) 契約の内容

ア 提供を受けようとする役務

令和7年度市報等及び各種文書発送業務

イ アの規格及び数量 市報16,924部（年12回）、県政だより16,292部（年12回）、
県議会だより16,292部（年4回）、広報ふるさと広域連合16,343部（年6回）

ウ 実施場所 倉吉市駄経寺町2丁目8番地1

公益社団法人倉吉市シルバー人材センター

エ 履行期間 契約の締結の日から令和8年3月31日まで

オ その他 詳細は別添仕様書の通り

(2) 契約の相手方の決定方法

(3)の選定基準により一者を契約の相手方の候補者に選定し、その者を契約の相手方に決定する。ただし、その者が見積もった契約の金額その他の理由により、契約の相手方に決定しない場合がある。

(3) 契約の相手方の選定基準 次に掲げる事項に適合する者を候補者とする。

ア 選定の方法 倉吉市内に主たる事務所を置くシルバー人材センターを選定すること。

イ アの方法による理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

(4) その他契約の締結に必要な事項

ア 契約の締結の時期（予定） 令和7年4月中旬

イ 問合わせ先

(ア) 総務部企画課

(イ) 電話 0858-22-8161

ファクシミリ 0858-22-8144

電子メールアドレス kouhou@city.kurayoshi.lg.jp

2 契約を締結した後に公表する事項

(1) 契約の相手方 契約を締結した後に公表する。

(2) (1)の者を契約の相手方に決定した理由 同上

(3) その他契約の締結の状況 同上